

入札心得書

- 1 入札参加者は、茂原市市有財産の売払いに伴う一般競争入札に当たって、物件調書により現地を必ず確認し、市有地売却募集要項、本心得書及び契約書案の記載事項を熟読のうえ、入札してください。
- 2 現状と物件調書が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 一般競争入札に必要な資格は次のいずれも該当しない者とします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当する者
 - (2) 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者と認められたときから3年（3年以内の期間を定めたときはその期間）を経過しない者
 - (3) 公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員又はアからエに該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の対象となっている団体、その団体の役職員又は構成員である者、また、応募者又は役員が当該団体、その団体の役職員又は構成員と密接な関係を有している者

ウ ア又はイ又はカの依頼を受けて入札に参加しようとする者

4 入札参加者は、入札参加受付期間内に受付場所へ下記の書類を直接持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は簡易書留とし、受付期限までの消印があるものを有効とします。また、入札参加に必要な書類を返送しますので、返信先を記載した返信用封筒も必ず同封して下さい。

(1) 市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金還付請求書

(2) 発行日から3カ月以内の「印鑑証明書」、「納税証明書」又は「滞納無証明書」（直近2年分の国税、県税及び市区町村税に未納がないことを証明する書類）

※ 共有で申し込む場合は、共有者全員の必要書類が必要です。

複数の物件を申し込まれる場合、必要書類については、原本1部とコピーで結構です。

注意 入札参加の申込みの受付を行わないと入札には参加できません。

5 入札参加者は、1物件につき各自が見積もる入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を入札保証金として茂原市指定金融機関（千葉銀行）等に、茂原市が発行する「納入通知書」により納めなければなりません。

なお、共有で参加される場合は、共有者のうちお一人が代表して納入してください。また、次の注意事項に従ってください。

(1) 入札保証金の納付後は、その取消または変更はできません。

(2) 1通の納入通知書で複数物件の入札保証金を納付することはできません。

(3) 納入通知書、市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金還付請求書には必ず入札に参加する物件の物件番号を記載してください。

6 入札保証金は、落札者の決定後、落札者を除き、速やかに市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金還付請求書に記載の返還先口座に返還します。ただし、記載内容に間違いがあった場合など、口座振込ができるまで時間を要することがあります。

なお、落札者の入札保証金は契約保証金又は売買金額に充当させていただきます。

- 7 暴対法及び茂原市暴力団排除条例（平成24年3月19日茂原市条例第1号）の目的を達成するため、提出された書類は、千葉県警察本部に提供し、確認を行うことがあります。
- 8 入札は公告で指定された場所において行います。入札の10分前から会場で受付を開始します。入札時刻を過ぎたのち、入室はできません。
- なお、入札時には以下の書類を持参してください。
- (1) 市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金還付請求書控え
 - (2) 入札書（当日受付にも用意しております）
 - (3) 誓約書（入札者全員）
 - (4) 入札保証金の領収書（茂原市指定金融機関等の領収印が押印されたもの）
 - (5) 印鑑（代理人の場合は、「委任状」の代理人使用印と同一の印鑑）
 - (6) 委任状（法人の代表権のない方や、共有者で当日参加されない方がいる場合も必要になります。）
- 9 入札参加者は、入札書のみを封筒（任意）に入れて封をし、所定の入札箱に投函してください。
- 10 投函された入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することができません。
- 11 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- (1) 入札に参加する資格がない者が行ったもの
 - (2) 市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金還付請求書を提出していない者が行ったもの
 - (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行ったもの
 - (4) 1人で同一物件に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
 - (5) 入札書に記載した金額を訂正しているもの
 - (6) 入札書の入札金額、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者職氏名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいものの
 - (7) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者が行ったもの
 - (8) 公告又は本心得書に記載された事項に違反した入札
 - (9) 最低売却価格に達しない金額での入札

(10) 代理人により入札する場合、入札書に入札者並びに代理人の住所、氏名（法人又は団体にあっては商号名称及び代表者職氏名）の記入及び代理人の押印のないもの

(11) 入札関係提出書類に虚偽の記載があるもの

12 開札は、入札後ただちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合には、茂原市の職員を立ち合わせ開札します。

13 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

14 開札の結果、入札金額が入札保証金から算出される入札限度額の範囲内であり、最低売却価格以上の最高の価格の入札をした者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

15 開札の結果については、茂原市のウェブサイトで入札者数、落札者の名称、落札金額を公表します。ただし、落札者が個人の場合、入札者数以外は非公表とします。

16 落札者が、落札決定の日（議会の議決を要する契約については議決の日）の翌日から起算して5日以内に普通財産譲渡申請書を締結しない場合、又は、落札者が、本心得書3に定める入札参加者の資格を有さない者であることが判明した場合は、その落札は失効となり、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することになります。

17 落札者は、売買契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。（入札保証金は契約保証金に充当しますので、実際は契約保証金と入札保証金の差額をお支払いいただきます。）

18 売買契約後、市は、落札者に対して、売買代金から契約保証金を除いた金額を記載した「納入通知書」を発行します。落札者は、市が通知する「納入通知書」に記載された日までに代金を納めなければなりません。

19 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、茂原市財務規則の定めるところによって処理します。